

介護職員等特定処遇改善加算

●介護職員等の処遇改善について

平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月より「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

●介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

※介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを算定する場合は上記に加え、介護福祉士の配置等の要件を満たす必要があります。

※詳細については、介護職員等特定処遇改善加算（厚生労働省資料）をご確認ください。

●社会福祉法人浄光会における取り組みの見える化

「見える化」とは、介護職員等特定処遇改善加算の算定状況や賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容について、ホームページの活用や介護サービスの情報公表制度の活用等、外部から見える形で公表する事が想定されています。

※詳細については、介護サービス情報公表システムをご確認ください。

●事業所ごとの介護職員等特定処遇改善加算取得状況

全事業所が現行加算（Ⅰ）を算定した上で、介護職員等特定処遇改善加算（以下、特定加算）を算定しております。

事業所名	特定加算	算定根拠加算
特別養護老人ホーム花の苑	特定加算（Ⅰ）	日常生活継続支援加算
花の苑短期入所生活介護	特定加算（Ⅰ）	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ
遠軽町老人デイサービスセンターひまわり	特定加算（Ⅰ）	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ
ホームヘルパーステーションひなた	特定加算（Ⅰ）	特定事業所加算Ⅱ

●賃金以外の処遇改善に関する浄光会での具体的な取り組み内容

ジャンル	職場環境等要件項目
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者への実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
労働環境・処遇の改善	新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入（入職時研修の実施や新卒職員については定期的な面談等を実施）
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入（特浴、リフト浴、電動ベット（超低床ベット含む）の導入等により介護職員の腰痛対策及び負担軽減を図る）
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
その他	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	非正規職員から正規職員への転換（非正規職員から正規職員への転換の奨励）
	職員の増員による業務負担の軽減（積極的に職員を採用し、負担軽減を図る。補助職員採用による専門職の業務負担軽減）